

## 史跡西条酒蔵群保存活用計画策定業務 仕様書

### 1 業務名

史跡西条酒蔵群保存活用計画策定業務

### 2 業務の目的

本業務は、史跡西条酒蔵群に関する調査及び整理を通じて、その本質的価値及び価値を構成する要素を明確化するとともに、当該文化財の特性を踏まえた保存及び活用の基本的な考え方を整理し、史跡西条酒蔵群を将来にわたり適切に継承していくための基本的な計画である「史跡西条酒蔵群保存活用計画」を策定することを目的とする。

### 3 計画策定に当たっての基本的視点

史跡西条酒蔵群保存活用計画の策定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 史跡西条酒蔵群は、現在も事業活動が継続されている「生きた産業遺産」であることから、文化財としての保存と企業活動の継続の両立を基本とした、実現性の高い計画とすること。
- (2) 酒蔵の煙突をはじめとする象徴的な施設については、老朽化への対応及び安全確保が喫緊の課題であることを踏まえ、整備の優先度や位置付けを早期に整理し、将来の保全及び整備判断につながる方向性を示すこと。  
なお、史跡に指定されている物件については、制度上の整理状況が相対的に進んでいることから、未指定物件と比較して、将来的な整備着手に向けた検討を先行して行いやすい場合がある。
- (3) 本計画は、文化財の保存にとどまらず、企業活動、観光振興及び地域生活が相互に良好な関係を形成することによる相乗効果を通じて、地域の魅力向上、地域経済の活性化及び地域生活環境向上に資するものとなるよう配慮すること。

### 4 業務の基本方針

受注者は、「2 業務の目的」及び「3 計画策定に当たっての基本的視点」を十分に理解した上で、次に掲げる方針に基づき、本業務を遂行するものとする。

#### (1) 法令及び指針に基づく計画策定

文化財保護法その他関係法令を遵守するとともに、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（文化庁）をはじめとした関係法令に示される考え方、記載事項及び留意点に沿った内容とし、当該文化財の保存と活用を一体的に推進する計画とすること。

なお、保存と活用は対立の関係にあるものではなく、文化財の本質的価値の継承を前提として、適切な活用を図ることが重要であるとの指針の基本的考え方を踏まえるものとする。

#### (2) 既存成果の整理及び尊重

本業務の実施に当たっては、これまでに実施されてきた関係調査、研究成果、計画等

を的確に把握・整理し、それらとの整合性を確保した検討を行うこと。

#### ア 必ず把握・整理すべき資料

次に掲げる資料は、本業務における検討の前提となる基礎的資料であることから、受注者はその内容を十分に把握した上で、本業務に反映させるものとする。

- ・『東広島市の酒蔵(東広島市<西条町・志和町>の酒蔵及びその他建造物調査報告書)』東広島市教育委員会 2013
- ・『西条酒蔵通り地区の町並み 東広島市西条伝統的建造物群保存対策調査報告書』東広島市教育委員会 2020
- ・『西条の酒造施設群調査報告書』 東広島市教育委員会・東広島市文化財保護審議会 2023

#### イ 参考として活用が望ましい資料

次に掲げる資料については、史跡西条酒蔵群の歴史的背景や評価の経緯等を理解する上で有用な資料であることから、業務の内容や進捗に応じて、必要に応じ参考とするものとする。

- ・「日本のコミュニティ 安芸／西条」(『SD』 鹿島出版会 1975)
- ・『東広島市の町並みー西条四日市と白市ー』 財団法人観光資源保護財団 1992
- ・『酒蔵通り集客・交流促進業務 酒蔵通り周辺景観保存調査報告書』 東映株式会社・東広島市(商業観光課) 2013
- ・『近代遺跡調査報告書ー軽工業ー』 第一分冊 文化庁文化財部記念物課 2014
- ・『東広島市文化財保存活用地域計画』 東広島市教育委員会 2025

### (3) 学術的客観性及び専門性の確保

保存活用計画は、当該文化財の保存状態、管理状況及び将来に向けた課題を整理し、中長期的な視点で取組の指針となるものであることから、学術的知見に基づく客観性及び専門性を確保した内容とすること。

特定の立場や利害に偏ることなく、文化財の本質的価値を的確に捉えた検討を行うこと。

### (4) 関係者及び専門家との合意形成の重視

計画の策定に当たっては、指針に示されるとおり、文化財の所有者、事業者、地域住民、行政及び文化財の専門家等の関係者の意見を踏まえながら検討を進め、保存及び活用に関する共通認識の形成に努めること。

特に、計画の実効性及び継続性を確保する観点から、合意形成の過程を重視した業務遂行を行うこと。

### (5) 将来的な展開を見据えた柔軟な計画構成

本計画は、将来的な文化財の追加指定、保存対象の拡大又は現状変更行為の発生等も見据え、保存すべき事項と活用や改変が許容される範囲が整理された、柔軟性を有する構成とすること。

これにより、将来においても保存活用計画が適切に運用され、中長期的な文化財の継承に資するものとなるよう配慮すること。

## (6) 受注者の責務

- ア 受注者は、発注者が指定する担当者と密接に連携及び調整を図り、本仕様書に定めのない事項であっても、業務目的を達成するために必要と考えられるより適切な手法や内容について、主体的に提案しながら業務を遂行すること。
- イ 本業務を確実に履行するため、保存活用計画策定業務に関する主体的な実務経験を有する委託業務実施責任者を配置するとともに、遺跡・史跡整備や埋蔵文化財調査等に関する専門的知見を有する体制を確保すること。
- ウ 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、その都度、発注者と受注者が協議の上、適切に解決を図ること。
- エ 受注者は、文化財の保存と活用に関する検討に携わるコンサルタントとしての中立性及び公平性を堅持するよう努めなければならない。
- オ 本業務の遂行上知り得た秘密情報については、第三者に漏えいしてはならない。

## 5 業務内容

### (1) 対象区域

国史跡に指定されている4か所及び追加指定を目指す8施設を本業務の主たる対象区域とする。

あわせて、保存活用計画の検討上必要が認められる場合には、周辺の関連区域についても、発注者と協議の上、その範囲及び取扱いを整理するものとする。

### (2) 具体的業務内容

#### ア 業務計画書の作成

受注者は、契約締結後30日以内に、次の内容を含む業務計画書を作成し、発注者に提出すること。

- ・業務実施体制
- ・詳細工程表
- ・調査計画
- ・打合せ計画（原則として月1回程度）

なお、本業務において整理する本質的価値及び構成要素のうち、史跡の象徴的存在であり、老朽化が進行しているなど、保存管理上特に重要な構成要素が存在する。これらについては、今後想定される整備計画の策定や保存修理事業への円滑な移行に資する観点から、整備の優先度や保存管理上の位置付けについて、可能な範囲で早期に整理されることが期待される。

このため、本業務の履行に当たっては、保存管理の基本方針（案）の検討に資する内容について、どの構成要素を優先的に整理することが有効かという視点を踏まえ、工程上の工夫や実施方法について配慮すること。

※本業務履行期間中に、別業務として整備計画等の策定に着手する可能性があるが、その内容及び範囲については本業務に含まれない。

#### イ 資料収集・現状把握

受注者は、既存資料を基本として、次に掲げる内容について整理及び現況把握を行

う。

- ・既存文献、調査報告書、修理記録等の整理
- ・現地踏査等による現況確認
- ・写真及び既存図面の整理
- ・関係法令及び関連計画等の整理

なお、現地踏査は、文化財の現況及び利用状況等を把握するために必要な範囲で実施するものとし、詳細な構造調査、実測調査、発掘調査等の専門的調査は本業務には含まない。

#### ウ 本質的価値の整理

受注者は、既存資料及び現況把握結果を踏まえ、次に掲げる事項について整理を行う。

- ・本質的価値の構造（価値の構造図）
- ・構成要素一覧表
- ・保存上の課題の整理

#### エ 保存管理の基本方針（案）作成

受注者は、本質的価値の整理結果を踏まえ、次に掲げる保存管理に関する基本方針（案）を作成する。

- ・保存管理上の地区区分（ゾーニング図）の整理
- ・現状変更に関する考え方の整理（基準案）
- ・追加指定に向けた基本的考え方
- ・修理の優先順位に関する整理

修理の優先順位の整理に当たっては、老朽度や安全性等に加え、本質的価値との関係性、景観への影響、将来の活用との整合性等の観点を踏まえ、総合的に検討するものとする。

また、史跡指定の有無による制度上の整理状況も勘案し、未指定物件と比較して整備着手に向けた検討を先行しやすい場合がある史跡指定済物件については、その点も考慮した整理とすること。

なお、これらは保存活用計画策定段階における整理であり、将来的な整備の段階的实施や財源選択の可能性を考慮しつつ整理するものとし、具体的な設計内容や事業実施を確定するものではない。

#### オ 保存活用計画（素案）の作成

受注者は、文化庁「史跡等保存活用計画策定指針」に基づき、次の章構成を基本とした保存活用計画（素案）を作成する。

- ・計画策定の目的
- ・史跡の概要
- ・本質的価値
- ・史跡の現状と課題
- ・保存管理方針
- ・活用方針

- ・整備方針
- ・管理運営体制
- ・実施工程（実施工程については、計画全体の中での優先整理対象や段階的な取組を整理できるよう配慮すること。）

#### カ 委員会運営支援

保存活用計画の策定にあたり、発注者が設置する委員会について、次に掲げる支援を行う。

- ・開催回数 年3回程度（2か年度で計6回程度）
- ・会議資料の作成
- ・議事録の作成
- ・意見反映整理表の作成

なお、開催回数については、進捗状況に応じて発注者と協議の上調整する。

#### キ ヒアリング

保存活用計画の検討に必要な情報を把握するため、事業者、関係機関及び庁内関係部署を対象にヒアリングを実施する。

- ・対象 事業者、関係機関、庁内関係部署
- ・件数 概ね10団体程度

なお、対象及び件数については、業務の進捗に応じて発注者と協議の上調整する。

### 6 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年3月27日まで

年度区分：

令和8年度：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

令和9年度：令和9年4月1日から令和10年3月27日まで

### 7 業務体制

- (1) 受注者は、本業務全体を統括し、発注者との連絡調整及び業務進行管理を行う委託業務実施責任者を1名配置すること。
- (2) 委託業務実施責任者又はこれに準ずる中核的な業務従事者として、国史跡又は重要文化財等を対象とした保存活用計画又はそれに類する計画の策定に関し、主体的な実務経験を有する者を配置すること。
- (3) 前号に規定する者は、本業務における本質的価値の整理、保存管理の基本方針及び保存活用計画（素案）の作成において中核的な役割を担うものとする。
- (4) 業務の全部又は一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者の承認を得ること。

### 8 成果品

本業務における成果品は、次のとおりとする。

#### (1) 業務報告書（年度ごと）

各年度における業務内容、検討結果及び協議状況等を取りまとめた業務報告書。

なお、本成果品は電子データのみ提出するものとし、印刷物の提出は求めない。

## (2) 保存活用計画検討資料

本業務の過程で作成した次に掲げる資料一式。

なお、本成果品は電子データのみ提出するものとし、印刷物の提出は求めない。

- ・既存資料整理結果
- ・現況把握（踏査）整理資料
- ・本質的価値整理資料（価値構造図、構成要素一覧 等）
- ・保存管理の基本方針（案）に関する整理資料
- ・委員会資料、議事録、意見反映整理表

## (3) 史跡西条酒蔵群保存活用計画（最終版）

2か年度にわたる業務成果を統括し、委員会等の意見及び発注者の指示を踏まえて最終的にとりまとめた保存活用計画報告書。

本成果品については、印刷物300部を提出するものとする。

## (4) 電子データ

本業務で作成した成果品一式の電子データ

- ・文章データ PDF形式及び編集可能な形式
- ・図表データ PDF形式及び編集可能な形式

なお、図面データは、保存活用計画の検討及び説明に必要な範囲の整理図等とし、設計又は実測を目的とした図面は含まない。

## 9 著作権

本業務により作成された成果品に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、原則として全て発注者に帰属するものとする。

なお、受注者が自己の実績として成果品の内容を公表又は使用する場合には、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。

## 10 秘密保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た情報を、正当な理由なく第三者に漏えいしてはならない。

本条の規定は、本業務完了後も有効とする。

## 11 その他

(1) 業務の履行に当たっては、発注者と適宜打合せ協議を行い、その指示を踏まえて業務を進めるものとする。

(2) 発注者の所有する業務履行上必要な資料、地図、文献等資料については貸与する。

(3) 検討委員会及び庁内調整会議の開催日程及び回数については現時点での予定であり、業務の進捗等に応じて変更する場合がある。

(4) 本業務の履行期間中における関係法令、制度運用又は補助制度に関する整理状況等を踏まえ、業務内容又は整理方法の一部について調整が必要となる場合には、発注者と

受注者が協議の上、柔軟に対応するものとする。